

2023（令和5）年度第1回伊賀市人権政策審議会 議事概要

1. 開催日時 2023（令和5）年7月18日（火）午後2時～午後4時
2. 開催場所 ゆめポリスセンター2階 大会議室
3. 出席者
委員17人

事務局6人

人権生活環境部長、人権生活環境部次長、人権政策課長、
人権政策課職員3人

事務局：

ただいまから2023年度第1回伊賀市人権政策審議会を開催します。

会議に当たり皆様に報告します。本審議会は伊賀市情報公開条例第24条の規定により公開します。

公開の方法は「審議会の公開に関する要綱」第8条の規定により、審議会の会議録作成が定められており、録音すること、ならびに本日の会議の記録作成にあたり、委員の氏名は公表せず、発言内容を公表することについて、ご了承をお願いします。発言の際には、係の者がマイクをお渡ししますので、必ずマイクを通してご発言ください。

本日の審議会では、総委員19人中16人の出席があり、出席者数が半数以上のため、伊賀市人権政策審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立していることを報告します。別の会議への出席のため、欠席の連絡をいただいている委員も居ます。

先ほど説明を行なった条例等において、事前に告知等を行い、本日3人の傍聴がありますので、ご報告します。

それでは、初めに行政を代表して、伊賀市人権生活環境部長より挨拶します。

事務局：

人権生活環境部長 挨拶

事務局：

事項番号1番「新任委員の紹介」です。

今回の審議会から、新たにご就任いただいた委員から、一言ずつ自己紹介をお願いします。

委員：

委員挨拶 2人

事務局：

ありがとうございました。新たにご就任いただきました委員には、本日以降の審議会において、闊達なご意見等を頂戴したいので、よろしくお願い致します。

続きまして事項番号2番、挨拶ということで会長からご挨拶を頂戴します。

会長：

会長挨拶

事務局：

これより議事に入ります。

伊賀市人権政策審議会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となりますので、議事の進行を会長にお願いします。

会長：

それでは議事に入っていきます。事項番号の3番です。第4次伊賀市人権施策総合計画中間案へのパブリックコメントについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：

資料1-1をご覧ください。

第4次人権施策総合計画（中間案）についてのパブリックコメントを2023（令和5）年6月1日から6月30日までの1か月間実施し、32人の市民から提出いただき、85件のご意見をいただきました。

そのうち、個人情報に記載されているなど公表することが適切ではないご意見を除いて、82件の意見を公表する予定です。

パブリックコメントによる主なご意見等の概要について、担当より説明します。

事務局：

第4次計画（中間案）に対するパブリックコメントの中で、主な意見について説明します。

まず、①番です。人権同和教育に関する意見として、主な意見としまして少し読み上げさせていただきます。

『学校でのいじめなどの状況から、人権学習(法的な)を増やしてほしい』という意見、『学校における人権・同和教育の積み上げと同様に、保護者に対しても学びを積み上げるプログラムが必要』という意見、それから『企業啓発において企業内研修が取り込まれていない現状から、これまでと同様に同研組織と協力して、社会教育を実施して欲しい』それから『学校での人権・部落問題学習は必要であり、同様に保護者への啓発を行わなければならないため、保育・学校教育、行政が人権同和教育・啓発の推進するビジョンの提起が必要』このようなご意見がありました。

それに対する市の考え方としましては、人権に関する法律等の教育・啓発等の必要性を計画に明記した。これまでに差別解消に取り組んできた関係者、団体と協力・連携した事業を推進する。というふうに示したいと考えております。

これらの意見に対する計画への反映については、これまでの中間案から反映しているということで、今回のこの意見に関しては反映しない予定です。

続いて②番です。同和問題の表記についての意見です。

まず、主な意見として『行政の公開文書において、同和地区問題についての定義は、今後も引き続き盛り込んでほしい』『同和問題や同和地区の記載は、たいへんよくわかる説明である』『同和地区を被差別部落に記載を変更することで、行政がレッテルを貼る事にならないか』という意見、それから『法務省・文部科学省の「人権教育・啓発白書」では、部落差別(同和問題)の表記はあるが、被差別部落(同和地区)の表記はない』というご意見がありました。

これに対して市の考え方として、これまでに実施してきた人権教育・啓発に取り組み、人権意識の高揚を図る。ということ、それから、市は地域を指定することはない。ということ、もう一つ、白書の表記に整合を図り、注釈を修正する。ということ、また、「同和地区」という表記は、同和対策事業の指定地域としての「同和地区」と差別の対象地域としての「同和地区」が混同されて使用されており、計画では、「被差別部落」と同義語として使用されている差別の対象地域としての「同和地区」と捉え、部落差別解消推進法の、この部落という呼称に併せて、列記することと示します。」と市の考え方を示したいと考えております。

計画への反映につきましては、これらの意見について、特にこの同和地区(被差別部落)の表記についてのご意見について文部科学省・法務省の人権教育啓発白書の表記に併せて修正します。

③番です。人権相談について、及び差別事象への対応についての意見をいただいております。

主な意見としましては『国、県、市、いろいろ窓口があるが、情報共有の方法を考え、速やかな対応を』という意見、それから『差別事象を分析し、未然防止に生かすため、分析を行うことを明記すべき』という意見、それから『子どもからお年寄りまで安心して相談できる場所を身近なところで作ってほしい』という意見などがありました。市の考え方として、誰もが気軽に安心して相談できる相談体制を構築するため、人権相談基本方針を策定する。それから、差別への対応についても方針に盛り込むこととする。と考え方を示そうと考えております。

これらの意見の計画への反映については、これまでの議論の中で、相談体制についてご議論をいただいていたところですので、それに合わせて反映させていくものとして、すでに記載済みの部分です。

続いて④番です。企業における人権DD（デュー・ディリジェンス）の推進についての意見です。

主な意見として『国連で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」に伴い、企業における人権問題の未然防止や改善に取り組むシステムをつくる必要がある』また『人権DDは、企業に対して人権尊重を働きかけるツールであり、企業にとって経営リスクを防止するためのものであることから、パートナーシップ制度のように、先進的な取り組みを求める』このような、ご意見がありました。

市の考え方としましては、市内事業所等に対して、人権DDの実施を周知・促進するため、計画に反映する。と示したいと考えております。

このご意見の計画への反映についてですが、第1章並びに第3章にこの人権DDの考え方や、背景を記載していこうと考えております。

続いて⑤番です。同和施策・同和行政についてのご意見です。

主な意見として『同和行政・同和教育終結論は差別する側を社会に育む、広い意味での差別意識の助長・扇動であり、同和行政・同和教育は部落差別がなくなるまで展開する旨追記してほしい』また『同和行政不要論について、文章を明確にし、かつ補足すべきである』この意見について同和行政不要論について、明確に反対の意見であったものであります。それから『部落差別はすでに解決済みの問題であり、同和施策の終了宣言を』というご意見、それから『同和行政不要論が差別意識に繋がるという記述の根拠が示されておらず、現在も部落差別が残っているならば、これまでの同和行政、教育が効果的だったかの検討が必要であり、同和行政を廃止した自治体の市民意識を調査していないのであれば、記述を改める必要がある』などのご意見をいた

だいております。

これに対する市の考え方として、同和行政不要論についてのご意見をもとに、本文を修正するとともに、第2章に文章を追加していこうと考えております。

それから、部落差別解消（同和施策）推進計画策定に係る相談等の分析業務報告書において、実際に受けた部落差別の内容が示されており、部落差別がすでに解決済みの問題でないことは明らかとなっているため、市として部落差別を解消するための施策を終了することはない。というふうに考え方を示したいと考えております。

これらのご意見の計画への反映の部分ですが、第1章の同和行政不要論の記述を修正するとともに、第2章に市民意識調査の結果を記載しようと考えております。

パブリックコメントについて、それ以外のご意見については、資料1-2としてお配りをさせていただきました、パブリックコメントの概要の説明については、以上とします。

会長：

たくさんパブリックコメントを寄せていただいています。詳しくは1-2ということで、A3サイズの資料を見ていただいていると思いますが、特に計画反映に当たって、重要になる部分について事務局の方からご説明があったと思います。

これにつきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：

まず、この資料1-1なり、A3資料もそうですが、取り扱いですね、一旦いただいた意見に対して、市の意見が書かれてるじゃないですか。これ、参考として我々は捉えたらいいのか、報告事項ではなく議事の中に入った、議事事項として位置づけられているので、例えば解答そのものは我々も見た中で、例えば資料1-1ね、市の考え方なり、計画の反映っていう記述のところのですね。

例えば、改善をこのようにすればいいのではないか。という意見が出れば、この意見も踏まえて一部修正されて公表されると考えたらいいか、どちらでしょうか。

事務局：

はい、この審議会場で皆様からご意見をいただきまして、修正した方がいいのではないかと。というご意見をいただきましたら、また、修正の方向で考えさせていただくということもこの場でありますので、よろしく願いいたします。

委員：

多分そうだろうとは思って聞いておったんですけども、おそらく個々の資料一つ一つ見てそれぞれ回答となると、なかなか、我々審議する方も、それから回答見られる方って言うんですかね。も、大変だと思いますので、この資料1-1ってというのが、項目整理もされていて分かりやすいと思いました。

で、大事なのは、折角いただいた意見の、市の回答案が表現も含めて適切かどうかという確認は、そういうところだけはした方がいいのかなって思いましたので、まず、冒頭申し上げました。

皆さんから何もなければちょっと追加ですね、何点か、申し上げたいと思いますので、一旦ここできります。

会長：

はい、どうぞ。

委員：

資料2のパブリックコメントの番号にそってお尋ねします。

76番78番それから24番、それと関連してお話します。

前回の審議会から参加していますが、パブリックコメントの内容を精査して、気になりましたのは78番です。

被差別部落（同和地区）こういう文言を、今回の改訂版に挿入しようと、いれようという提案がなされたわけですが、白書に合わせるんだという趣旨での提案だったわけですが、実際白書にはその文言はないわけです。

ないという事で先ほどお話ありましたが、ないものがあるかのように提案するっていうこと自体が、如何なものかなということと、それからもう一つ、24番ご覧いただきたいんですが、24番に最初の行ですね『「部落差別解消推進法」において、学校・地域社会の中で人権・同和教育を進めていかなければならないことが明記されています』そういう書き出しから、パブリックコメントの文言書いてあるわけですが、皆さんご承知だと思いますけれども、部落差別解消推進法において、そういう文言はありません。

市の考え方として、これまで差別解消に取り組んできた関係者団体と協力、連携した事業の推進を図ります。だけなんですね。誤りを指摘した。市の考え方がないわけですね。

私は、今日審議する書類一式いただいたのは金曜日です。土日月3日間しかないんですね。一応目は通しましたけれども、納得するまで読み切っているわけではありません。そういう点で、提案においても、第4次の提案においても、事実問題での重大な提案の瑕疵がある。また、あの、市の考え方についてもですね、誤りを正さないという瑕疵がある。こういう重大な欠陥を抱えたパブリックコメント、このままで終わらすわけにはいかないと思います。

他の審議会でもあったように、1回のパブリックコメントをやって、それを見た関係の方々、興味ある方から、再度のパブリックコメントがあったりとか、また、紙面説明会をやってですね、意見を直接聞いて意見交換をしながら、練り上げていくというものが、人権を大事にする伊賀市の行政の進め方ではないかと思えます。

その点で、会長から今日が最後の会議という扱いとお話ありましたけれども、私はとてもじゃないですが、責任をもって「答申出来ます」という立場にはなれません。まだまだ市民の方を巻き込んだ形での議論が必要だと思えます。

会長：

はい、今委員から2点ご意見がありました。

一つは人権教育・啓発白書ですね。これは、人権教育啓発推進法という法律に基づいて、政府の方で取りまとめている文章ですが、ここに被差別部落（同和地区）という表現が出てきていないという問題と、それと、部落差別解消推進法の中にですね、部落差別をなくする教育を推進するというような規定がないのではないかという、こういうご意見があったんですけど、事務局からお答えいただけますか。

事務局：

はい、白書に関してですが、仰る通りパブリックコメントの通りでありましたので、そこは修正をしていこうということで、誤解を与えるような表記にならないように、白書にはこう書いてあります。というところから被差別部落（同和地区）という文言は削除をしていこうと考えております。

それから、もう一つの部落差別解消推進法において、教育・啓発の必要性が規定されていると思えますので、それらを包括した形で考えていると我々

は認識をしております。

会長：

はい、補足をしますと、まずは同和地区という、資料1-1の中にもありましたように、同和地区という定義が、旧の同和対策事業特別措置法において、事業を実施するために、行政が住民と相談をして決定をした。いわゆる事業実施にあたっての同和地区指定という概念と、いわゆるこの一般的に部落だとか被差別部落だとか言われて、差別されている地域という意味で同和地区という言葉を使っている場合とが混同されていると、ですから、正確には旧同和対策事業を実施するための、対象地域として使ってきた、いわゆる同和地区という概念に関しては、2002年に法律が失効しているので、地区指定というものは今存在しない、しかし、それ以前の問題として、差別されている地域としてみなされている被差別部落という概念で同和地区という言葉は、今後使っていきたいというのが、この資料1-1のパブリックコメントに対する事務局の考え方であると思うわけですね。

ですから、同和地区はもうないって言うてしまうと、差別されている地域がもうなくなってしまったんだと誤解される場合もあるので、そうすると、部落差別解消推進法というその法律そのものの前提が変わってくるということで、それは違うのではないかとということで、同和対策事業を実施する意味での同和地区指定というものはもうなくなっているけども、差別されている人たちが住んでいるという意味で同和地区、それを被差別部落というのか部落と言うのかもっと違う言い方するのかっていうことはあるわけですが、これはこの間使ってきた、行政も使ってきたこの同和地区っていう言葉をこの計画においては、引き続き使っていこうということがまず一つだと思っただけですね。

これは、私は間違っていないと思うわけですし、それと、あと部落差別解消推進法の5条の中に、国は部落差別を解消するため、必要な教育および啓発を行うものとする、国はその部落差別を解消するため、必要な教育啓発を行うものとする、第2項に地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育および啓発を行うよう努めるものとする、こういう第5条1項2項の規定がありますので、そういう意味でいうと、ここに書いてあるその学校や地域社会の中において、人権同和教育を進めていかなければならないという文言は、これは法律を踏まえた文章になっていると思うので、ご理解をいただきたいなと思います。

委員：

今の会長のお話は了解できる部分ではありますが、最初にパブリックコメントの24番に関して言えば明記と書いてあるわけですね、そういう趣旨のものということではないわけです。明記と書いてあるわけですから、そこははっきりと明記はしていないということははっきりとしてほしいと思います。

もう一つ、あの、同和地区って言葉を今後とも使うという言い方ですが、お手元にある資料の第1章ですね。計画の基本的な考え方の10ページ、これの中の計画策定の経過という中で、被差別部落として赤で括弧して、同和地区っていうのも消しているわけですね。ということは、今後この計画においては、被差別部落という呼称を使うということが今回の提案になるわけですね。これでよろしいですか。

会長：

もう一度2点出されたと思うんですけども、この10ページの赤い文字で線が引かれてあるというやつは、これは市の説明によると、事務局の説明によると、いわゆる同和地区という言葉で統一するというじゃないんですかね。

事務局：

はい、ここは次の項で説明をさせていただこうと考えていましたが、先ほどご指摘のあった白書の部分で、被差別部落（同和地区）という文言はないわけですがけれども、これについては、8ページのもう一つ前のところですがけれども、注釈を修正させていただき、先ほど会長からのご指摘をいただいていたように、同和地区と同和対策事業対象地域とを混同する動きであるとか、この市民意識として被差別部落という呼称と同義語と使用されていることがあるということをお知らせして、この計画の中では、この差別の対象地域としての同和地区という意味と捉えて、部落差別解消推進法の呼称にあわせて、これを併記するとさせていただき、実際には7ページのところに被差別部落（同和地区）というところに併記をして、この書き方を後々続けていくと、読みづらいというご意見があった中で、以下被差別部落という形で、以下は省略させていただきました。しかし計画での記載の意味としては全部併記という意味合いで我々は今回の計画で記載をさせていただいているところです。

会長：

ちょっとわかりにくいんですけども、1-1のところ委員の指摘があ

ったのは被差別部落（同和地区）という表記についてそういう表現は、国では使っていないんですかっていう意見がもともとパブリックコメントであったわけですね。

それに対して、同和地区という言葉でも統一していくというのが、このパブリックコメントに対する回答ではないんですか。

計画では被差別部落と同義語として使用されている差別の対象地域としての同和地区と捉え、部落差別解消推進法の呼称に合わせ、列記することとしたと、ということは両方使うということをお願いしたいんですか。被差別部落（同和地区）という同和地区だけではなくて、被差別部落（同和地区）という言葉で今後、伊賀市としては進めていきたいというこういう意味ですか。

事務局：

はい、そのように考えて、このように併記するとさせていただきます。

会長：

すいません、ちょっと僕の方からさっきの委員に対する質問を訂正しなくてはなりません。

事務局の方としては被差別部落（同和地区）という言葉で統一をしたいということ。が、このパブリックコメントの回答案だそうです。

だから、何に統一するのかという場合に同和地区という単純に慣れ親しんだ言葉で統一するのか、それとも、今ここに書いてある部落差別解消推進法という法律が部落差別、部落という言葉を使っているので、今までのように同和対策事業特別措置法というような同和という言葉ではなくて、市では被差別部落（同和地区）という、慣れ親しんできた呼称と、今の法律が使っている言葉を両方用いようということだったと思うんですけども、これは提案なんですね。事務局からのこれがわかりにくいというのであれば、もっとこうした方が良いという意見をいただいたらいかかかなと思うんですけども。

まず、一点目のご質問の件についてはいかがですか。

委員：

言葉の問題もありますけれども、その前に、パブリックコメントのNo.10にも関係していますので、解決のゴール、着地点を何に求めるかも重要です。というふうに書いております。いわゆるここで問題になっている人権問題に関わる様々な社会的な問題、また、施策的な問題を含めたことを指していると思いますが、解決のゴールっていうのを行政としてどうみているのかなと思うんです。

会長：

議論の整理の仕方として、とりあえず呼称の問題に関しては、この同和対策事業という特別対策を実施するための地域として同和地区という言葉を使うのではなくて、これからは部落差別解消推進法という法律が施行されたもとにおいて、差別されている地域、部落差別を、部落差別を受ける可能性のある地域として、被差別部落（同和地区）という言葉を使っていきたいというこの事務局のお考えについては、私はもうそれでいいのではないかなと思うわけですが、これについてはご理解いただけますか。

委員：

そうしましたら、同和施策審議会ありますね。その中で、関係地区の代表者と言う形で名簿が六ヶ所上がっていますが、これは被差別部落代表者と言う表現になるわけですか。行政文書で統一していったら。それと後、先ほどの市の考え方の中で、地区指定はしないということとの関係で、何がどうなのかさっぱりわかりません。

会長：

はい、部長から。

事務局：

今の代表者について、もう一度精査して、直さなければならないところは直していくという形で、同和施策審議会の方で行なおうと思います。

委員：

項目として関係地区の代表者、で、六ヶ所地名が出ています。〇〇地区代表と出ています。〇〇被差別部落という表現になるわけですか。

事務局：

今、委員がご質問いただいている同和施策審議会の構成と受け取らせていただきましたが、人権政策審議会の中で、私ども事務局がお答えさせていただくところではないと考えているところです。

会長：

他、よろしいですか。

委員：

同和行政等々について、今言われている自分は地域の間人ですけれど、先だって三重県の知事が一見知事におかわりになりました。その際に、お願いさしていただいて、いろいろお話もさせていただきました。

その前には岡本市長とも市長になってから、もうずっとお話ししているんですけども、県の知事いわく、知事が姿勢、県の姿勢として、これは、同和問題は県の重要課題であって、差別は決して許されるものではない。という言葉で私達に返していただきました。と、同時に、伊賀市の岡本市長におかれましても、同和問題は決して許されるものではないし、差別はあってはいけないと同時に、市の重要課題だと、そういう文言で返していただくと同時に、そのことが行政の職員の方々と、市民の方々に反映されて、今子どもという宝物をあらゆる分野で、同和問題をはじめ、あらゆる差別を子どもたちに残さない、その子どもたちを支えていくのは私達大人であって、行政であって、学校の先生方であって、市民お一人お一人やと思うんです。

その中で、やっぱりうちの地域、隣保館があるんですけども、その隣保館へ、こんな話をちょっとしたいな。今、去年、一昨年もそうやったんやけど、今年コロナがあけてなしてから、4名の地域外の、今地域の子もは一人しかいないんです。地域外から来てるのは今24名います。けど、24名のうち今年4名がぜひとも入れてほしいと、隣保館へ。その背景は子どもだけでは駄目ですよ、保護者に理解をしていただいて、先生方もってきてくださいねっていう背景で、その背景の一つは何かというと、先生に、保護者の方がうちの家では同和問題をはじめとするあらゆる差別っていうやつで、今学校で言われている、その差別が上手い事よう教えやんのやと、せやから隣保館行って教えてもらいたいさかい、わからん親がよう教えやんもんどうして教えたらええんやろっていうのが、親の不安です。その中で隣保館っていうのがあって、そういうところに子どもっていう宝物に、この先差別があっってはいけないということが親の願いであるし、その願いを先生に相談したら、こういう所があって、もしよければ親子共々参加する中で、あらゆる人権を考えていって、子どもという宝物をみんなで守っていったらどうですか。て、というような方向があって、その中でこれから先、差別っていうやつは、今まで時間をかけなさすぎたから出来ひんかったんやろと。

けど、この世であることはこの世で済むんやで、今まで3時間や、5時間や10時間やったけど、これ、50時間・100時間かけたらあらゆるもんはこの世で済むんやね。っていう部分を子どもたちに逆に教えられたような気がします。そこがいいとこかな。

会長：

令和4年度の人権教育・啓発白書の中に、『部落差別とは』という文章があるんですよ。

ちょっと読んでみますとね、『部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に、結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である』と、ここで同和地区っていう単語が出てくるんですね。この部落差別解消推進法という法律の第6条に基づいて法務省が実施した実態調査、これはホームページ上で公開されていますが、この調査の実施に当たって、法律には、いわゆる部落差別の定義はないけれども、この部落差別を定義せずに部落差別の実態を把握することはできないという議論があった中で、法務省が採用したのは、この人権教育・啓発白書の部落差別の定義です。

ですから、これが今、法的な法務省も含めた、文部科学省も含めた、この『部落差別とは』という『部落問題とは』という場合の定義になっているわけです。この中でも、同和地区という言葉が出てくるんです。この同和地区という言葉は、ここでは明らかに、同和対策事業対象実施地域としての地区指定という意味での同和地区という言葉で使っているのではなくて、この一番最新の国の考え方は、差別されている地域、部落差別を受ける可能性のある地域として、同和地区という言葉を使っているのは、この国の人権教育啓発白書の中でも明確であるわけですから、ここであまり議論を、良いか悪いかということに時間をかけていることは、私はちょっと生産的ではないと思いますので、事務局として同和対策事業を実施する地域としての同和地区という言葉ではなくて、差別される人たちが住んでいる地域として、今後は被差別部落（同和地区）という言葉を使うんだ。という、この提案に、この審議会としては基本的にその考え方をよしとするという考え方で、了解をいただきたいなと思います。

委員：

委員長仰っていましたが、了解できません。これは。

先ほどもお話ししましたが、パブリックコメントの10番目の解決のゴールですね、これをどう目指すかということがありますが、77番見ていただきたいと思います。

この中で、人権問題に関する市民意識の中で、ポイントが調査ごとに上がっていったら、確実に社会的な認識としては良い方向に進んでいると思います。

それと、もう一つ大事だと思うのが、いわゆる部落差別なり部落問題が解決された状態とはどういうことかということで、いわゆる運動団体の中で、それぞれ出てるわけです。部落解放同盟として2011年に新しい綱領が生まれて、初めて解決された状態っていうのが、こういうことですよ。ということで、部落民であることを明らかにしたり、歴史的に部落差別を受けた地域が存在していても、なんらの差別的取り扱いである排除、忌避を受けることなく、人間として尊厳と権利を教示し、支障なく自己実現ができる社会環境になることである。と、こうなったらこれでもう解決というのが、部落解放同盟の綱領ですね、ですから、公式な意見なんです。

それから当時、全解連として確か1987年に達しますように、4つの指標として部落が生活環境や労働、教育など周辺地域との格差が是正されること。二つ目に部落問題に対する非科学的な認識...

谷川会長：

議事の進行がありますので、今議論になっている問題は、委員から二つの問題提起があったと私は理解しています。

一つは被差別部落（同和地区）という呼称を使うのはいかがかという議論があり、それが、元々国の人権教育啓発白書を根拠にいかがなものかという議論があったので、私は人権教育啓発白書を根拠に同和地区という言葉を使っておられますよ。という、客観的な事実を明らかにさせていただいたわけで、伊賀市の事務局の方で、長らくその人権行政に取り組んでこられた伊賀市の人権行政の担当課の案として、今後は被差別部落（同和地区）という表現で統一したいというご提案ですので、この点について、議論をしていきたいと思えます。もし委員がどうしても納得できないというのであれば、決をとらせていただいて、次の議題に進みたいと思えますが、いかがですか。

ご異議があるようでしたら、他の議案もございまして、ここで皆さんの意見を確認したいと思えます。事務局提案にあります、被差別部落（同和地区）という表現では、駄目だと言われる方、挙手をお願いします。はい、では賛成多数と会長として判断をして、次に議論を進めたいと思えます。

もう一点、委員からありました、明記という言葉が理解しにくいということであれば、これ私の方で委員のご意見を尊重して、部落差別解消推進法において、第何条にこのように書いてあると、この通りの法文ではないと言うことで委員は納得がしづらいというご意見であったと思うので、ここの部分は、法律にこう書いてあって、市としては地域の実情に応じて、部落差別の解消のために必要な教育を進めていかなければならないと思えます。という表現に変えたらいかがでしょうか。そうすると堀井さんも自分の意見が尊重

されているとご理解いただけると思いますので、堀井さんそれでよろしいでしょうか。法律の文章をそのまま使いますので。

委員：

なんて言うんですか。私、パブリックコメントの10番目の関連で話したわけですが。言葉の問題ではないと思います。本質的な問題だと思います。人権を議論する審議会において、極めて不十分な議論の中で、一気に決をとるといふ委員長の今のやり方に関しましては、審議会にあるまじき運営だと思います。皆さんで議論をしましょうよ。

会長：

議論をするというか、今日は審議会、6回目の審議会を経て、今日は議論の上に立って、最終的に判断をするということが求められていると理解をしておりますので、議論をすることはやぶさかではありません。

ですから、委員のお話についても私は丁寧にお聞きをしてきましたし、特に被差別部落（同和地区）の呼称については、ご議論をさせていただいたと思いますし、もう一つ委員から出た。この24番の問題については、私の方で委員の趣旨が反映されて、事務局意見も変更されない方向でまとめたつもりでございますので、それは非常に心外としか言いようがございませんので、どうかその点についてはご理解をいただいて、次に進めたいと思います。

資料1-1についてその他、パブリックコメントの要点について、ご質問やご意見、ございましたら。

委員：

LGBT理解増進法が出来てから、この計画への影響というのはありますでしょうか。

事務局：

増進法そのものについては、次の事項で説明をさせていただこうと思っておりますし、法律の第12条に規定されていることは我々も気にはしているところですが、市として、性的マイノリティの方の権利擁護できるような形で、進めていきたいということで、性の多様性条例の策定であるとか、それこそパートナーシップ制度を進展させて、ファミリーシップ制度を検討していくなどの施策として考えていきたいと考えています。

委員：

イメージとしまして、よく聞かれるんですけども、これ法律を上回っても問題ないってことですよね。悪くならなければいいというイメージで。

事務局：

法律の中に『地域の実情に応じた』という一文が入っておりますので、伊賀市としては、A L L Yの取り組みの中で、性的マイノリティの方に対する理解の増進が一定進んでいる地域ではないかなと考えております。ですので、今我々の考えてる進め方で進めていければと考えています。

委員：

わかりました。

これ、すごく不安で、下回ったらどうしよってというのはね、ありました。ありがとうございます。

会長：

今、委員から、ご質問ありました内容については国が最後、法律を成立させるに当たって、与党案が若干修正をされたわけですけども、その修正された条文の中に、全ての国民が安心して生活できるように留意するとか、マイノリティの取り組みを進めるに当たって、マジョリティ・多数派の意見を踏まえなければならないといったように理解できる条文の修正といいますか、訂正があって、それを通すことを当事者の皆さんは非常に心配がられたわけですね。

少数者の取り組みを進めていくにあたって、多数の合意がないとやれないということになると、本当に差別をなくする取り組みが進んでいくんだろうか。っていう、そういう心配がL G B T Qの当事者の皆さんの中にあつたという、そういう前提で、この計画にその国の法律が成立したことが影響を与えたんですか。というそういうご質問やったと思うんですね。

ここについては、私の理解ではその影響はそういう悪い影響はないです。というふうに言い切ってくれるんですね。そこのところ、はっきり答えていただけないと、部長の方からお願いします。

事務局：

伊賀市は仰られた通り、A L L Yを通じてパートナーシップ制度導入してきました。全国で3番目という形の中で、取り組みを進めております。

現在の国の法律については、不十分だと考えております。地域の実情に応じた伊賀市独自の性の多様性の条例というのを今検討中ですので、国の法律

より下回るということはないということでご安心ください。

会長：

はい、ありがとうございました。

委員：

資料1-1の説明があって、今議論が進められているんですが、その後に資料2-1っていうのも、また後々説明があると思うんですけど、ちょっと気になったのが、パブリックコメントを受けてどのようにこの会として返していくのかっていう、資料だと思うんです。

資料2-1を見ましたら、総合政策会議、ですから市の会議での意見ではあると思うんですけど、めくっていきましたら、パブリックコメントで修正っていうのもまた出てくるじゃないですか。この関係がよくわからなくてですね。資料1-1の補足として資料2-1がって考えたらいいのか。ちょっとその点を先に確認させてください。

会長：

それでしたら、今こういうパブリックコメントが寄せられました。という要点についての説明は一旦ここで終えて、ついてはご意見があったように、パブリックコメントにどういうふうに回答をしていくのかということと併せて、計画の中にどう反映させていくのか。すなわち、パブリックコメントにどうお答えしていくのかということは、この計画の中にその意見をどう反映させていくのかということでもあるので、この点について事務局の方から説明をしていただいて、ご議論をしていただくっていうことでよろしいでしょうか。

はい、事務局の方、じゃあお願いします。

事務局：

今、委員仰っていただきましたように、また、資料1-1・1-2に関しましては、パブリックコメントの回答に関するご議論ということで、お願いをしたいので、資料2-1・2-2におきましては、実際にそのパブリックコメントのご意見を受けて、計画にどのように修正を加えて行くのか行かないのかっていうところの、また、議題としてご議論いただきたいというふうに考えております。

会長：

これ、そしたらとりあえず1-1・1-2については、1回ここで決をとらないと駄目だということですか。全体を通じてこの返答でいいのかどうかという点について、そういう進行でよろしいですか。

事務局：

今、会長仰っていただいたように、まず、この市の考え方を含めたそういった形で、このパブリックコメントそれぞれの意見に対して回答するということ、皆さんにご確認と言いますか、ご承認いただければと考えております。

会長：

後、この1-1・1-2の点について何かご議論ございましたら、はい。

委員：

資料1-1だけを見ていると回答がですね、簡単に書いてあるので誤解を受けはしないかという心配をしたんです。ところが、資料2-1を見ましたら、結構計画への反映も含めて丁寧に解説してあったんです。それでやっと理解できたというところはありましたので、この会としてはどのようにここで議論して決着するのかなというところが、ちょっとわからなかったんですよ。はい、それでお聞きしました。

そういう観点から、資料2-1でですね、すでに回答してると考えたときに、ちょっと不足をしてるかなという点だけ、2点申し上げます。

一つは資料1-1の①、1ページ目です。

この中でですね、私注目したのは、保護者への啓発とか保護者に対する学びってというのが、複数の意見が挙がってましたけども、それに対する市の考え方としては、特に明記されておりませんでしたし、資料2-1でも特に出てきていなかったと、後ほどですね、本冊の中でも読み取っていきましたけども、一部読み取れる部分もあるけども、十分ではないなという点がちょっと気になりましたので、その点をまず申し上げます。要は市の考えた方の中にですね、保護者、なぜかという、人口減少のこともあるんでしょうけれど、国の方でもですね、こども基本法っていうものが昨年ですか、作られて、子どもに対する人権っていうのがよりクローズアップされている、子どもの権利を大切にしようという流れもある中でですね、まず、保護者が十分それを学ばないと駄目よねというところが、具体的な施策としてもなんかこう、読み取りにくいなという心配したものですから申し上げます。これが一点目です。

続けていいですか。

これ、資料のページ数ふっていただくと次回からわかりやすいんですけど、そうですね。資料1-1の最後です。⑤の同和施策・同和行政についての意見、いくつか書いてある中で、要はね、同和施策・同和行政っていうのが、ややもすると特定地域の方の施策であって、不公平感がありはしないかと、市民意識調査からも当然そういった意見も出ていました。市の回答というのはここにさらりとは書いているけれども、ややもすると、0か100かみたいな意図になってはいないのかなって心配したんです。

大事なのは市民意識調査をしますと、まだまだ差別も残っているし、個々の場合、聞き取り調査もね、確かこの間されたと思いますけども、その結果見ても結構切実なものを感じております。そういった意味で調査とか普及啓発、研修というのは当然必要だと私は思いますけれども、例えばそれ以外です、一般的な行政サービス・給付サービスみたいなものもありますけれども、こういったものは当然今でもあると思うんですが、これが必要かどうかっていうのは、多分情勢の変化によっても変わってくるでしょうし、そこで大事なのはなぜそれが必要なかっていう説明ですよ。国でも県でも特定地域だけのサービス・施策っていうのはあります。それなりの理由があるわけであって、その後しっかりとやっぱり説明をするということもここに書く、明記がいるのではないのかなというものが少し気になりました。

併せてですけれども、これがずっと、それはなくならないんだという、例えばですけども、一般施策の中で対応できるものは、そういう流れも作っていくことがですね、何らかの方針も併せて、あった方がより市民の皆さんからの理解も得やすいのではないのかなというふうに思いましたので、言わせていただきました。

会長：

今2点、委員からご意見があったんですけど、事務局の方2点いかがですか。

事務局：

保護者への学び、一点目ですけども、当然そこがしっかりと書き込まれていない、抜けているところがあるということも仰っていただきましたので、もう一度精査をさせていただきたいというふうに思います。

それから同和行政の施策の部分でございます。

事務局：

施策という形の中で、特定になっているのではないかということで、説明が足りていないという部分でのご質問であったと思っております。この件でも、そういう形で、一般施策で対応しているということですが、伊賀市におきましては部落問題を解決するための同和対策事業の中において、一般に拡げてきたという、一般施策へ拡げてきたという経緯もございます。そういう形の中で一般対策で出来ることにつきましては、一般対策に実施していくという考え方に変わりはありません。もし、実態としてあるならば、同和対策と部落問題を解決するための施策というか、位置づけの中で今後とも実施していきたいと考えております。

説明不足であると思っておりますので、もう一度そこら辺はまとめて丁寧に説明していきたいと思っております。

会長：

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

はい、それではとりあえずパブリックコメントへの変身については、いただいたご意見を踏まえて、何点か修正をした上で進めたいというふうに思います。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは2-1についての説明をお願いします。

事務局：

事項の4番でございます。

前回、3月の22日の審議会でご審議をいただき、そこで決定いただいた中間案をもちまして、その後、市の最高決定機関であります「総合政策会議」に4月20日に付議をし、市長をはじめとする構成員から意見等を受けました。そして、その後5月16日には市議会の議員全員協議会において説明をさせていただいたところです。

今回の第4次計画の最終案では、まず、総合政策会議での意見に基づく修正、それから、その後パブリックコメントにおける意見に基づく修正という順に説明をさせていただきたいと思っておりますので、内容につきましてご審議を賜りたいと存じます。

修正箇所の内容につきまして、資料に基づきまして担当からご説明を申し上げます。

事務局：

資料2-1、併せて2-2をご覧をいただきながら、説明してまいります。まず、事項書に基づいてですね、総合政策会議での意見に基づく修正の点

から説明をしてまいります。

まず、①番ですけれども、総合政策会議等ということで、事前の修正もここで併せて説明をさせていただきます。LGBT理解増進法の可決・成立に伴いまして、第1章の国の動きへの追記についてです。

その理由としては、国においてLGBT理解増進法が可決・成立したことに伴い、現在の時点での修正を行い、資料2-2の5ページに記載をさせていただきます。

赤字で5ページから6ページにわたって書かせていただいております。

読み上げて参ります。2023年6月16日、国は性の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分ではない現状から、性の多様性に関する理解を拡げ、性的マイノリティに対する差別が起きない社会の実現を目的に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が可決・成立されました。「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないもの」とされ、今後性の多様性に関する理解の増進に向けた施策が推進されることとなりました。と記載をしたいと考えているものです。

続いて、②番です。第4次計画の施策の体系図における、理念の副題の追記ということで資料2-2の60ページを開いていただきたいと思っております。

こちらの青の枠で括っている中の、2行目3行目のところですが、もともとの理念の副題は差別とは何かを明らかにして、人権が尊重される地域社会ということで中間案まで、提案をさせていただいてきたところですが、この差別とは何かを明らかにした後で、何をすることで、その結果、人権が尊重される地域社会が作られていくのか、ということが明確になっていないという意見をいただいておりますので、ここを修正をさせていただき「当事者との協働により」という1文を加え、それで差別を解消することで人権が尊重される地域社会、「当事者との協働により差別とは何かを明らかにし、差別を解消することで人権が尊重される地域社会」というふうに変更をしたいと思っております。

今回の第4次計画ではですね、差別解消ガイドラインの策定が大きな柱になっておりますけれども、このガイドラインには当事者も入れた中で、プロジェクトチームを策定して、それで差別とは何かを明らかにしていこうというふうな計画になっておりますので、そのガイドラインに基づいて、差別を解消するというふうな方向性を、この第4次計画で示していこうということです。このような副題とさせていただきたいと考えているところです。

続きまして、資料2-1の③番ですけれども、人権相談体制の表記の変更についてです。

資料2-2でいきますと、74ページ・75ページにわたって書かせていただいております。

中間案までのご議論の中で、「地域相談員」の設置というものを持って、まず、人権相談の窓口を拡げていこうという議論で進めていただいていたところですが、「地域相談員」というものは、どの程度の範囲で設置を検討していくものなのか、それにどの程度の役割をもたせるのかということの意見を総合政策会議等でいただきました。

これまでは、地域に「地域相談員」を設置してこようと想定をしてきたんですけれども、これは、担当課との協議の中で、市の地域の担当窓口である支所や隣保館において、初期相談の対応するためにこのように変更をしたものです。

74ページはこう書かせていただいております、75ページですけれども、実際に身近な相談窓口としての、支所や隣保館に持ち込んでいただいた後のことを書かせていただきまして、原則そこで解決が可能であれば、そこで解決を目指す。と記載しています。そして、身近な相談窓口で解決に至らない場合については、既存の相談員、これは各担当部署であるとか、我々人権政策課を想定しておりますけれども、こちらの情報共有や連携をする中で被差別当事者の思いに寄り添い、かつ、制度的実現性の検討を踏まえて、人権相談や差別事象の解決を目指します。というふうに方向性を示しました。

また、国や県との連携についても、パブリックコメントでもいただいていたところですが、かつ、人権擁護委員や三重県との関係機関との有機的に連携するというふうには書かせていただきまして、県で新しくできている「差別を解消し人権が尊重される三重をつくる条例」で相談についても明記をされているところから、三重県さんとの連携を図っていくということ、一文を加えたものです。

そうすることによって、伊賀市でできる人権相談や人権救済、支援体制の構築を進め、伊賀市単独では解決に至らない人権相談や差別事象に対応するための連携体制を構築します。と記載をするものです。

以上で総合政策会議等における意見についての修正点の説明をさせていただきました。よろしくご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

会長：

今、事務局の方からございました点につきまして、ご議論をお願いしたいと思っておりますので、まず、ご質問ございませんでしょうか。

こういう表現で大丈夫ですか。あっさりしているという、もし意見あれば

どうぞ。先どうぞ。

委員：

やっぱり文言は今まで通りのやつを使っていたきたいなと、そのままだ
と思うんですけども、ジェンダーアイデンティティとか、この修正された部
分ですよね、法律なんて文句言っても仕方がないんですけども、何か実態に
即してないのかなと、その当事者が置き去りにされているのかなというのを
個人的にも周りの方のお話でも、お聞きすることがありまして、やっぱり多
数派への配慮というところですよ。その辺がなんかやっぱり、当事者のた
めのマイノリティの差別や偏見やいじめやそういうのを解消するための方
向でちょっと進んでいただきたいなと、というところをお願いしたいと。

会長：

事務局いかがですか。

委員：

例えば、性自認とか、ジェンダーアイデンティティではなく、性自認を使
い続けていただきたいんです。今まで通り。という個人的なお願いです。

事務局：

伊賀市としてのこれまで使ってきた言葉であるとか、そのあたりを優先的
にさせていただきたいということで検討させていただきたいと思います。

委員：

よろしくをお願いします。

会長：

そのあたりは表現することは可能なんです？いわゆる性自認という言葉
を使ってるのは、条例がないわけですよ。ですから、要綱になるわけです
か。伊賀市の場合は。

事務局：

パートナーシップは要綱です。

会長：

性自認というその用語を、伊賀市として用いているのは条例では入れてま

せんよね。

事務局：

はい、条例ではございません。

会長：

ということは、性自認という言葉を使ってる、公的な文書っていうのはいろいろあると思うんですけども、それを、いわゆるジェンダーアイデンティティに変えていくというようなことはないんですね。っていうのが、僕はわかりやすく、だから委員の心配されてることじゃないんですか。と思うんです。

ですから、伊賀市の場合は引き続き、その性自認という従来の取り組みを、引き続き充実させていくというようなことになるんですね。とそれは書き込めますよねっていう。

事務局：

はい、ここの部分は国の法律に関する記述であるので、ここはこのまま書かせていただいて、今後検討していく性の多様性条例の中で示していきたいと考えます。本文の修正は行わないで、性の多様性条例をこれからつくる上では、これまで活用してきた文言を使って、伊賀市独自に条例で示していきたいと考えます。

会長：

これは、いわゆるその計画の中にはどっかに入るんですか。

その条例うんぬんの議論ではなくて、委員が心配されてるのは、国の法律ができたことによる、これまでの取り組みの後退が起こらないようにしてほしいということが委員の質問の趣旨、ご意見だと思うんですよ。

ですから、こういう法律ができました。だけではなくて、今後、伊賀市としては従来取り組んできた取り組みをさらに充実、推進していきたいというような表現があるとその点、安心できるというご意見だったんで、どういう日本語を足していくのかっていうのはあると思うんですけども、はいどうぞ。

事務局：

先ほども言わせていただきました。今までの取り組みをより一層深めるという形の中で文言等も変えていきたいなど、今感じておりますというか、性的指向より、ジェンダーアイデンティティで多様性に関する、これは国の

法律ですもんで、これも明記しながら、また後付けって言ったらおかしいねんけど、伊賀市としては...

会長：

法律の名称を変えることはできないので、法律はこの名称はもちろん使うのがその...

事務局：

このままで。

会長：

そうなんです。

事務局：

伊賀市として、今後この法律も深化と言うか、深めるたびに、並びに今後の取り組みも、一層取り組むために性の条例ちょっと、入れる入れへんは議論はまだ、入ってんのか。入ってますもんで、そういうことも含めながら、なんて言うんかな。精度を上げていくような...

会長：

何ページや、その入ってるって。

事務局：

はい、110ページ、第3章の中でですね、具体的にこれまでから、この体の性については生物的な性、心の性については性の自己認識が、というふうな形で書かせていただいているのと、性的指向というふうに具体的に示しているんで、この表現はそのまま載せていくことで考えておりますので、それを生かした形で、性の多様性条例を策定していきたいと考えていますので、国の法律の名称によって伊賀市がどうするっていうことは、何も今の段階では考えていないということです。

会長：

それでよろしいですか。

委員：

はい、言葉として、はい。

会長：

わかりました。それをお願いします。

委員：

続いてになりますがよろしいですか。

この法律ができるときに、先進的な教育実践を規制するために法律を使うというふうには、つくる側の方がやっぱり言っていた。これは、どうにかそうじゃないよと、規制するものではないよ。というところを、わかりやすく、よりわかりやすく、一言でもいいんで、載せていただけるとありがたいです。

規制、規制するものじゃないと、教育をより深めていく、強めていくっていうことはできないんでしょうか。

会長：

いや、例えば5ページ冒頭の部分のところに、こういう法律が施行されたら、伊賀市においては、これまでの取り組みをベースにしっかりとその差別の現状を踏まえて、必要な取り組みを進めていきたいと、要するに、これまでの取り組みが後退することのないように、っていうような文言を一言入れていただくと、委員や、いわゆる当事者は非常にやっぱり安心する。やっぱり読み方によってはね、法律の読み方ですから、いろいろあると思うんですけども、やっぱり当事者の方々がそこを心配してる部分ですので、これまでの取り組みが後退しないように、しっかりと差別の実態を踏まえて取り組みを進めていくんですよ。という内容の一文があれば、すごくいいなっていうご提案ですので、ぜひそこは前向きに書き込んでいただけたらなというふうに思います。よろしいですか。

事務局：

はい、今まで伊賀市が取り組んできたところ、法律できましたけども、伊賀市がこれまで取り組んできたところを継承してですね、それを発展させる形のもの、条例だけではございませんけれども、制度も含めてですね、そこを尊重して取り組んでいきます。後退をさせないような形で、何らかの形で、ここに文言加えるようなことで考えていきたいと思っております。

委員：

よろしくをお願いします。ありがとうございます。

委員：

LGBTQについては私ども運動団体ではかかわってきて、なかなか出来ひんだやつが一カ月半でできて、これが今の市長のやりかたやったんや、けれどその時に、今言うてくれてるように時代の流れとともに一部改正等々あっても良いらしいですよ。そういうことも頭に踏まえた上で、この施策をやってほしいという背景を約束したはずと思ってるんですけども、その部分の反映されてきたな。今言っていたことは本当になっていくでしょう。

会長：

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。はい。

委員：

この体系のね、あり方の問題だと私思ってたして、今の議論というのは、我が国の動きの流れの中で新たな法律ができました。と、まず言ってるわけです。これは、あくまでも事実なんで、ここに例えば市の考えを追加するということはあり得ません。

次に、三重県の動きがある6ページからいきます。7ページ、今、先ほど言いました条例ですね、県としても「性の多様性を認め合い誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」ありまして、これは性自認のことも含めてですね、しっかりと書いてあります。これは県の動きです。

市の取り組みが、続けてあるんですけども、これはこれで終わってですね、あくまでも過去のことなので、今後のことについてはまた後ほどですね、新たな体系としてできます。その枠組みの中で、確か、何ページかな。21ページですか。今後の方向性としてですね、性的マイノリティの項目が出てきますので、ここで市の考えを書くっていうのが一応位置づけかなと思いますので、そのように進めてもらったらと思います。

会長：

それでよろしいですね。どこに書くかが問題ではなくて、市の考え方をしっかりと示してほしいということですね。

委員：

はい。

会長：

よろしいですか。

事務局：

ありがとうございます。

委員：

はい。

会長：

はい、それではパブリックコメントと市議会、そして、伊賀市役所内の総合政策会議等の意見を踏まえて、最終この計画案を修正する部分について出された点についてはそのように修正をしていく。そういう方向でよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：

先ほど委員長決とりましたので、その流れになってると思います。

答申がなされましたが、審議委員の名簿が載ると思います。いわゆる二意見といいますか、意見についてはご承知いただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

会長：

いかがですかね。いわゆる答申を出す際に、その審議委員の、個人の審議委員の意見を付けるっていうのは。

事務局：

これ、この総合計画この人権施策総合計画に限らずの話、市の計画の中で、そういった審議委員さんのご意見を付してっていうことは、ちょっと過去には、ちょっと私どもは、知りおきませんもので、ちょっとその、その計画の意見として、委員さんのご意見を入れるということはないと、これまでもありませんし、市の他の計画でもありませんもので、ないというふうにご理解をいただけたらと思います。

委員：

今までないのはそうだと思いますけども、これからやるっていうのはどうですか。検討して。

事務局：

その部分についてはですね、ちょっと私ども、この計画に限ってということとは難しいんですが、今日のこの議論の内容であったりとかですね、それと、そのパブリックコメントの回答であったりどう反映していくかというところに関しては公開をホームページ等で公開をしていきますので、そんな形でちょっと皆様から当初申しあげました委員さんのお名前は伏してというような伏せてという形にはなりますけれども、議論の経過に関しましては、全公開をしていくということでございますので、そういうような形でご理解いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

会長：

はい、冒頭事務局からもございましたように、この議論というのは審議委員の名前を伏せた形で、主な意見については議事録として整理をして、公開をするということですので、そういう形で多様な意見があったという形で、明らかにしていきたい、残していきたい、いうことでございますので、これについてはご了承をお願いしたいと思います。

その他いかがでしょうか。もし、せっかくの機会ですので、研究所の方からも是非。

委員：

今の、ごめんなさい。市、総合政策会議の意見、2-1のところに出てた、地域相談員が今変わったっていうのが、多分この新しいところに反映されているというふうに、74~75で反映されているっていうの、今確認をさせてもらったんですけど、ちょっと文章的な問題なのか、74ページのところで、各支所や隣保館等と連携すると共にっていう言葉に置き換えられていると思うんですけど、誰が連携するのかっていう主語が、相談員さんがいるんやったらそれと連携するんかなって勝手に理解してるんですけど、ちょっとここがごめんなさい。私はわかりにくかった。今ある相談窓口をそのまま引き継ぐっていうこと？すでに今、隣保館さんでも相談業務に当たられてて、支所でも相談業務やられてて、それがそのまま、この新しい計画の中でも、そのまま、要は、より充実させてくっていうふうに捉えたらいいんですかね。確認ですいませんけども。

会長：

いかがですか。そこ。はい、どうぞ。

事務局：

すいません。言葉足らずだと思います。関係機関と今までのやつも含めて相談員のスキルアップも含めて体制整備を凶っていかなならんという、今まではバラバラでしたもんで、障がい者問題についても、老人の問題、高齢者の問題についても、いろいろ相談員がおりますもんで、そこら辺との連携しながらという形の中で、わかりやすくもう一度、文言を修正したいなと思います。

会長：

これは確か、もともと国の調査でも法務局の人権相談に対する認知度ってのはたしか、国の調査では1割ぐらいいったんですね。でも、市区町村の人権相談の窓口知ってるかっていう質問に5割くらいの方が知ってるって、やっぱりこの国の人権相談の取り組みは弱いんですね。人も少ないし、予算も少ないし、やっぱり頑張ってるのは、地方公共団体の人権相談が頑張ってくれてるわけですけども、なかなか人権相談と言っても法的な根拠があるわけではないので、いろんなことをするにあたって、難しいことがいっぱいあるわけで、そんな中で身近な相談、駆け込み寺、差別や人権で何か困ったことあったら、駆け込んでいけるような窓口っていうのを充実させていかないと、余計インターネット上でいろんな差別や人権侵害、誹謗中傷の問題が起こってるときに、こういったことにも専門的に対応できるような窓口がいるよねっていう、それを身近なという意味で言うと、作れたらいいのにねっていうのがこの審議会の議論だったと思うんですよね。

それは、市役所の中でいろいろご議論をいただいている議論の方法として、できれば既存の支所、旧町ですよ。旧町の役場ごとに今作られている支所と隣保館における、人権相談という体制をどう充実させていくのか、どう強化していくのか、これらがどう連携していくのか、もちろん法務局と連携しないと駄目ですし、県と連携しないと駄目ですし、そういうこの縦の連携っていうんですか。併せてこの横の連携を強めていこうという意味だと思うんですけども、ちょっとそういう意味で言うと、説明が不十分なのかもわからないので、委員からあったご指摘も踏まえて、少しちょっとわかるように書き足していただけたらいいんじゃないかなと思います。

今、委員の質問はそういうご議論でしたので、少し補足をさせていただきました。

事務局：

修正等につきましては、こちらで考えさせていただいて、また会長なり、副会長に見ていただく形で進めていきたいなと思います。

会長：

はい。

事務局：

それでご了承いただけたらなど。

会長：

県が条例作ってね、県が相談を進めていくってことは非常に大きなことだと思います。

はい、どうぞ。

委員：

今の計画とは関係ないんですけど、今の人権相談に関して気が付いて思ったことがあったので、発言させてください。

私、国際交流協会からこの会には出ているんですけども、実は横にいる委員と同じで、人権擁護委員なんですね、コロナ前から人権擁護委員をやっております。で、人権擁護委員をやってて、人権相談をする。ということで人権擁護委員をやってるわけなんですけども、見事なぐらい人権相談来ません。支所でやってるのもありますし、私は伊賀市内の、旧町なのでハイトピアでやってるんですけども、全然ゼロではないんですけども、ほとんど、法務局の方の人権相談もそうですよね、当たるのが珍しい位ですよ。良いのか悪いのかなと思って、何があかんのかな、ずっと思ってるんですけど、私NPOで、NPO法人で伊賀の伝丸という、翻訳とか通訳してるNPOの副代表もしてるんですけども、外国人の方対象ですけれども、考えたら人権相談では来ないけど、困りごと相談だと来るんです。お金がない、食料がないとか、仕事がないとか、困り事相談はあるけど、人権相談には来ない。だから多分、人権という言葉はなかなかピンとこない。ですよ。困り事相談をしている中で話していると、そこにやはり人権問題は絡んでいるんですよ。例えば外国人だと、賃金未払いだったりとか、不当に解雇されてたりとか、人権問題じゃないですか。それは困りごと相談からしか見えてこないんですよ。その困りごと相談をどうしたん。なんでお金ないの？とか、なにしんどいの？って話をしている中で、事情を聞いていると見えてくるんですよ。だから、多分人権という言葉にしんどいところとか、困っていることを繋がらないか

ら人権相談には来ない。かなっていうのを今ふと気が付きました。

なので、もっと人権相談って、こんなことでもいいんですよ。今しんどかったら来てくださいとか、今困ってたら来てくださいとか、お金が無かったら来てくださいとか、そんなんでいいんちゃうかなって、ふと気が付きました。今。はい、なのでちょっと変えていきましようかね。って思いました。

会長：

はい、ありがとうございます。はい、部長。

事務局：

ご指摘のとおりでございます。そういう形の中で、今までは固定で相談業務として、困り事相談として終わっていたものを、今度は横の繋がりも含めて、縦もそのまま横も含めて、今言われたとおり、生活の背景にある人権の問題まで、辿り着けるような相談業務体制をつくっていきたいなという考えのもとでございます。

会長

少し今、委員のご指摘があったように、相談体制を充実していくという、この5年間の計画の中にもね、しっかりと今の相談が、なぜ、その相談に繋がっていないのかという、どうしても、やっぱり人権の相談ってカミングアウトが伴うわけですね。

例えば、外国人だということを理由に、家を貸してもらえなかったっていうことを言おうとすれば、自分が外国籍だということを言わないと駄目だし、LGBTQの当事者が被害を訴えようとするれば、自分が性的なマイノリティなんだっていうことを明らかにせずして、人権相談というのは説明できないんですよ。

ですから、非常に相談自身にハードルが高く設定されてしまっていますし、その相談したところに本当に解決する力があるのかどうかね、例えば、本当に差別の被害に遭った人が、法務局に駆け込んで行ってなんとかなると思っているのかどうかとかね、それ、やっぱり解決するところに相談というのはいくもんなんですよ。そうすると、相談そのものに解決できる力というのをどう持たせることができるのかとか、やはり、現行のやっぱり相談活動というのを、単に支所や隣保館でやろうということだけに留めずに、しっかりと今の支所や隣保館、県や法務局、人権擁護委員さんという方々が一生懸命やっていただいている取り組みには、どんなところに難しさや課題があるのかっていうことも整理をしながら、しっかりと、やっぱり充実をさせていくと

いうことでないと、なかなかやはり生活困窮の相談なんかもね、なかなかやはり彼らはやっぱりアウトリーチって言って、出ていくっていうふうに言い出しますもんね。断らないって言い出したり、伴走するって一緒になって解決するんだってというような、やっぱりその生活困窮の相談と人権の相談っていうのも非常に似通っているところもありますし、生活困窮の相談とか生活保護の相談みたいな、福祉の人権と福祉の連携の中からひょっとして、委員のアドバイスは人権が福祉と連携することにひょっとして、福祉の中から見えてくる差別や被害っていうのが、キャッチできるんじゃないかというご指摘だと思うんで、そうすると、社協ですとか、地域包括といったようなところだとかね、との連携も大事なことになるんじゃないかなと思ったりします。

ありがとうございました。大事な指摘でした。その他、できればまだご発言いただいてない方、一言頂けませんでしょうか。大丈夫ですか。はい、はい。

委員：

一点だけ。資料について。
意見も含めて発言していいですか。

会長：

資料についての質問ですか。

委員：

はい。

会長：

どうぞどうぞ。

委員：

62ページなんですけれども、2002年に3月末に法が失効しております。で、パブリックコメントの6番目にも書いていますように、法失効に対してさっき会長がお話あったのは、同和行政っていうのは別に法が失効しようがしまいがあったっていうのはその通りだって、なんて言うんですか。同和行政がもう同和教育も必要ないっていうのが、法失効前からそういう意見の方もいらしたわけですから。それはそれでいいわけなんですけど、ただ、あの、国の、世界の動きと国の動きの中で、国の動きの中に法が終了したとい

うことが記入していないのは、不自然な感じがします。

1997年の国の動きの欄を見ていただきたいんです。ページが58ページです。一番上にですね「地域改善対策事業の終了」という記載があります。延長延長で10年間延長で何回か繰り返した。5年延長で繰り返したんですけども、1997年の記載があるんですから、当然2002年に同対を管理して、全体が33年間という法が失効したという記載は是非載せるべきではないかなというふうに思います。

会長：

62ページのところに2002年に同和対策の法律が終了したということを書いてほしいというご意見ですか。62ページのどのあたりに入れるというふうにお考えですか。

資料編の。ああ。それはいかがですか。始まったというのがあるから、終わったっていうのも書いたらどうやってことで。大丈夫ですか。

事務局：

はい、これは歴史的事実ですので。

会長

それは、はい。ありがとうございました。

それでは、その他の審議事項5番ですね。その他の方に移っていきたくと思いますけども、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

事務局：

事項4番の、ぽつ二つ目のパブリックコメントの意見に基づく修正についての説明がまだ終わっていないのでお願いします。

会長：

ごめんなさい。資料2-1ですね。どうぞ。

事務局：

それでは資料2-1のですね、2ページ目のパブリックコメントによる修正のところから、説明をさせていただきたいと思います。

まず、被差別部落の地名リストをインターネット上に公開したことに関する裁判の状況に関する事前の修正です。こちら、第1章の5ページのところの下3分の1ぐらいのところまで青字で書かせていただいておりますけれ

ども、ここにですね、冒頭部長の挨拶でもありました、この2023年の6月28日の東京高裁判決について「差別を受けない権利の侵害にあたる」または、「出身でなくてもルーツがあることで差別を受ける恐れがある」として、一審の判決に加え、公表差し止め範囲を拡げる判決となりました。と、追記をさせてもらいたいと考えております。

理由としては、パブリックコメントでこの6月28日の東京高裁の判決について、書いた方がよいのではないかというご意見があったので、ここに追記をしたものになります。

続いて、②番人権DD（デュー・ディリジェンス）に関する追記でございます。

こちらについては、前の事項でパブリックコメントに人権DDについてのご意見がありました。それについては、説明をさせていただきましたので、ここではその理由は省略をさせていただきたいと思っております。

該当ページとしましては、先ほどの説明の事項についてですね、2011年国連は企業活動が人権に及ぼす負の影響が拡大し、企業活動による人権侵害についての企業の責任に関する国際的な議論がより活発になる中で、「ビジネスと人権に関する指導原則」を採択しました。

2022年9月、国民はこの指導原則を踏まえ、企業に求められる人権尊重の取り組みについて、企業の理解の深化を助け、その取り組みを促進することを目的に、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。というふうな国の動きを書かせてもらうことと併せまして、第3章の65ページに具体的に何をやるのかというのを記載していきます。

65ページを開いてください。施策項目4の①企業への訪問啓発のところですけども、企業への訪問啓発を実施する際にCSRの取り組みや、人権DDの取り組みを聞き取り、企業の人権尊重の責任が果たせるよう啓発に取り組むと共にというふうな一文を加え、実際に企業啓発を今年度からしていくことを明記したものです。で、人権DDという用語についての解説をですね、注釈に加えました。

人権デュー・ディリジェンス（人権DD）について「企業が自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権への負の影響を特定をし、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為を指します」というふうに、人権デュー・ディリジェンスを説明するものです。このように記載をしたいというふうに考えております。

国はこの人権DDについて、今後、国の公契約の中で契約の相手方の企業

に、人権DDの取り組みを求めていくというふうな方向性について、検討をしているというふうなこともありますので、今後は市の公契約についても同様に、そのような状況になってくるということが想定されますので、これはパブリックコメントの意見のとおり加えていくというふうに考えております。

③番です。被差別部落（同和地区）の表記に関する修正については先ほどの項で説明をさせていただいたので、ここではちょっと省略をさせていただきたいと思います。

続いて、同じ③って書いてあるんですけど、男女共同参画に関する市の取り組みの追記ということです。

19ページを開いてください。こちらについては、パブリックコメントの中で市の男女共同参画の取り組みとして、審議会への女性登用の取り組みと自治会など、地域における女性参画の取り組みを記載することについてご意見がありました。

これについて、男女共同参画の担当と協議した上で、追記することとさせていただきたいと考えております。

実際に19ページ下のところ、青字で書いたところですがけれども、市では女性の意見を市政に反映させるため、審議会等による女性登用に取り組み、女性の比率は徐々に向上していますが、政治参加や地域での意思決定の場などでの女性の比率はまだまだ低いのが現実です。そのため、自治会や住民自治協議会における女性の参画を働きかけていくことが求められます。と追記をしたものです。

続いて、同和行政に関する追記についてです。こちらについても、理由は先ほどの項で述べさせていただきましたので、省略をさせていただきまして、どのように修正をしたかというところから、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第1章ですけれども、18ページになります。の中ほどに青字で書いてある、と、かなり多いんですけども、本当に中間位のところに書いてあります。同和行政不要論も市民意識として存在していることが、市民意識調査から明らかになっています。というふうに、市民意識調査に結びつけるような形で追記しました。

続いて、第2章の35ページに実際の市民意識調査の結果をこちらに示したのになります。こちらで行政が被差別部落の人にだけ、特別な施策をするのは不公平だという意見について市民意識調査で調査をしておりますので、この調査結果をこちらに記載をさせていただくとともに、市民意識調査の概要版に書いてあるコメントを併せて掲載をしていくものです。

説明文ですが、読み上げますと、「行政が被差別部落の人にだけ特別な施策をするのは不公平だ」では、同和対策事業への不公平感を抱いている市民が29.4%と一定の割合で回答しています。

部落差別は現在もなお発生しています。たまたま生まれ育った場所で日常生活を営む当事者に不当な差別が発生することは、生活のあり方に大きな不利益を生みます。特に被差別部落出身であるという理由だけで、結婚や就職ができない状況があり、差別が引き起こす負の連鎖はこれまで被差別部落の生活課題として取り上げられてきました。

しかし、差別の問題は「差別される側」に問題があるわけではありません。部落差別に限らず、全ての人権問題の根本的な課題は、「差別を許す社会」が存在し、「人権問題は当事者の責任である」とする「差別をする側」の人々が、差別の本質をすり替えてきた結果によるものです。というふうにコメントとして加えたものになります。

続いて、第3次人権施策期間における差別事象の記載について、ですけれども、パブリックコメントにおいてですね、この計画の中で市や市民、事業所が解消しなければならないのは差別意識ではないこと、市民に何が差別に当たるのかの認識と、差別の現状を認識してもらう必要があるという意見がありまして、これを踏まえまして、この第3次計画期間における差別事象から一部記載することで、市民意識調査という科学的な根拠と、差別事象という事実を根拠として記載したいというふうに考えているものです。

該当ページとしましては、この第2章の、まず39ページですけれども、こちらについて、第3次計画期間に起きた部落差別事象から、一部概要で掲載をさせていただいたものです。

まず、一つ目ですけれども、「高齢者福祉施設で、被差別部落出身であることを詮索された」という事象が起きていること、それからもう一つですね、「被差別部落を撮影した写真や動画をインターネット上で公開された」ということです。それを記載させていただきました。

続いて、42ページですけれども、こちらは女性差別の問題について概要を書かせていただきました。まず一つ目ですけれども、これは福祉施設の職員が研修の中で発言があったことですが、「男は頭で考え、女は子宮でものを考える。という発言があった」このような事象がありました。もう一つですね、「公の場で、女性を一括りにして決めつけた発言があった」ことです。これを掲載させていただきました。

続いて、45ページですけれども、こちらは障がい者差別の事象になります。こちらですね、一つ目ですけれども、「障がいがあることを理由に、アパートの入居を拒否された」事象が起きています。続いて、「子どもが自分

の欲求を満たされない場面で、障がい者を差別する発言」をしております。保育所や小学校中学校で起きている事象について、概要としてまとめたものです。

続いて、49ページになります。こちらは外国人に対する差別の事象です。まず一つ目としては、「当事者同士のトラブルの中で『国へ帰れ』と発言を受けた」事象です。もう一つですけれども、「外国籍を理由にアパートの入居を拒否された」という事象が起きております。

最後、50ページですけれども、こちらは性的マイノリティに対する差別の事象です。まず一つ目ですけれども、「公共のトイレの壁に性的マイノリティに対する蔑称が落書きされた」事象が起きております。もう一つですね、「同性婚をめぐる議論の中で、当事者の住所がインターネット上に公開された」という事象が起きております。

以上ですね。このような形で差別の事象をここに示して、これを根拠としてこの第4次計画を進めていきたいということで、示したものであります。

パブリックコメントにより修正した点についての説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会長：

はい、ありがとうございました。

パブコメの部分の計画への反映ですけれども、いかがでしょうか。これ一つ裁判の結果ですよね。これは客観的な事実ですので、そう書かざるえないことと、人権DDの関係について、いわゆる企業における人権という取り組みが非常に大事になっているということについての記述だと思うんです。呼称の問題も先ほど議論したので、割愛をしますけれども、差別事象の記載について、それぞれどんなことが市内で発覚しているのかということについて、個人を特定しないという範囲で、こういうことが起こってことを明記したということですね。

はい。いかがでしょうか。

委員：

65ページで、人権DDの、確か注釈があったと思うんですけど、注釈のところですね、いわゆるデュー・ディリジェンスっていうのが、実際どのようにスペルするのか、例えばその上にはCSRってありますよね、はい。それを加えておいた方がいいのかなとまず思いました。実際ですね、私もあまりよく知らなかった。調べてみたんですけど、そのスペルも含めて私の勘違いもあったなって反省もありましたので、おそらく、そのデューっていう

言葉自体もですね、我々考えてるDOではないじゃないですか。それはやっぱり意味が何なのかっていうことも、わかった方がより普及にも資するのかなと思います。

簡単な点は以上なんですけど、もう一つが、女性、男女共同参画の19ページですよね。ここの記述自体が、全体見たときに、私からするとちょっと弱いなと印象を持ってしまいました。それはなぜかと言いますと、県が今力を入れている施策の一つに、人口減少対策っていうのががあるんです。三重県の人口減少の、自然減と社会減である中で、特に社会減の一番の要因は、県外に人が出てくんですけれども、その出てく人の多くはですね、若い女性なんですよ、実は。その要因もですね、ちょっと調べてきました。大学等出ていくとかもあるんですけど、戻って来られない、来られない中に、特に雇用面での男女共同参画がなかなか不十分、都道府県ランキング出しまして、三重県実は最下位なんです。企業でのその雇用面、待遇面とか、いうのが、あくまで県の話ですので、市直ではないと思うんですけども、結構ですね、そのあたりも切実かなということ、知事はジェンダーフリーをしっかりと県としてやっていかないと、人口減少脱には結びついていかないと、やはり色々な機会では言ってますので、そんなこともあるよっていうのもですね、含めて追記していただくと、今後生きるのかなと思いました。

要は、やっぱり企業活動の中でのですね。男女共同参画の答申、じゃなく、パブコメに対する回答の中では、地域での取り組みの強化っていうのは、言ってますけども、それも大事なんですけれども、はい、少し追記していただけるといいのかなと思ってます。はい、とりあえず以上です。

会長：

事務局の方いかがですか。

事務局：

はい、企業活動、企業の中での男女共同参画というところは、庁内の所管課と調整を取りまして追記するような形で修正したいと思っております。

会長：

出来るだけわかりやすいようにというご指摘だと思いますんでね。国も人権DDの問題に関しては、ガイドラインつくっておられるんで、特に今後は中小企業における人権というものの展開が重要になってくるという問題の中で、はい。ありがとうございます。

それでは一旦ここで議論を終えて、次、その他の審議事項5番に入りたい

と思いますので事務局よろしく申し上げます。

事務局：

それでは審議事項5番のその他ということで、第4次伊賀市人権施策総合計画の答申について、という案件あげさせていただいております。

今回、この審議会の中で、種々ご意見をいただきました。そのご意見をもとに、修正をさせていただきたいと思います。そして、本計画の最終案ということに致したいと考えております。今日がこの計画のご議論をいただいてから6回目の審議会ということ、1年を超える大変長いスケジュールの中で、委員の皆様には大変ご尽力を賜りまして、ご議論いただきましたこと、また、改めて感謝申し上げる次第でございます。

この議論、審議を進める中でですね、この本計画、確定をしていくという中でですね、この最終案というところで、審議会より答申をいただきたく存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

会長：

はい、今、事務局から提案がありました。いただいた意見を修正させていただいて、その修正についてはもう、私と副会長の方にご一任をいただくということではいかがでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、私と副会長の方で、修正の部分については事務局と相談をさせていただいて、まとめたものを最終答申させていただくということで、進めたいと思います。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは本日の議事は以上でございます。委員の皆さんには大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

それではマイクを事務局の方へお戻しいたします。

事務局：

すいません。審議会委員の皆様方におきましては、第4次の伊賀市人権施策総合計画策定につきまして、2022年4月20日の審議会以降、全6回の長期間にわたってご尽力賜り貴重なご意見をいただきましたこと、心からお礼申し上げます。

本日、答申をいただくことになっておりました計画の内容につきまして、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に向けて、市の人権施策の推進に尽力してまいりますので、今後ともご理解ご協力をいただきますよう、よろしくご指導くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

それではこれで終了とさせていただきます。最後まで本当にありがとうございます。

ございました。

ならびに、今熱中症等々県の方でも、熱中症警戒アラートが発令されているところがございます。熱中症も含めて、体にご留意いただきながら生活していただければありがたいなと思っております。

本日は大変ありがとうございました。